棚卸資産計上の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 公立大学法人大阪府立大学 | １　消耗品等については、「１品目３万円以上（開封されていないもの）」を棚卸資産の計上対象とすることが「たな卸資産の実施マニュアル」において規定されている。しかし、工業高等専門学校（以下「高専」という。）では、平成26年度の「たな卸資産調査票（研究室試薬）」において、20品目の薬品のうち18品目について、「開封済の試薬」を報告数量の集計に含め公立大学法人大阪府立大学（以下「府大」という。）本部に報告していた。その結果、棚卸資産が財務諸表上、過大に計上されている。　開封済の試薬が報告数量の集計に含まれていた試薬の一例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 薬品名 | 購入単位 | 報告数量 |
| 硝酸銀 | 25g | 4,371g |
| 亜硝酸ナトリウム | 25g | 5,483g |
| 水酸化ナトリウム | 500g | 53,239g |
| メタノール | 3,000ml | 86,492ml |
| ニクロム酸カリウム | 25g | 1,134g |

２　高専以外のキャンパスにおいては、未開封の薬品のみ棚卸資産として集計されていたが、高専においては、従来から上記のように開封済の試薬も全て棚卸資産の集計対象としていた。また、府大本部では、このようなキャンパス間で異なる事務処理が実施されていることを確認できていなかった。 | 今後、棚卸資産をはじめとする決算業務においては、キャンパス間で異なる事務処理が実施されることがないよう決算業務に係る各種規定内容を周知徹底し、適正な事務手続を行われたい。【公立大学法人大阪府立大学たな卸資産取扱要項】（たな卸資産の範囲）第４条　この要項において、たな卸資産とは、以下のものをいう。(1)　商品（販売するために保有するものに限る。）(2)～(7)　省略(8)　消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で事業年度末残高が１品目の３万円以上のもの(9)　切手、はがき、回数券等の現金等価物【公立大学法人大阪府立大学　たな卸資産の実施マニュアル】１　たな卸資産の範囲たな卸資産の範囲については、要項（注１）第４条において、次のとおり定めています。ア　商品（販売するために保有するものに限る。）イ～キ（省略）ク　消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で事業年度末残高が１品目の３万円以上のものケ　切手、はがき、回数券等の現金等価物（本学で想定されるたな卸資産）現在、上記のたな卸資産の範囲で、本学で想定されるものは、（中略）・クについては、各キャンパス又は各部局の在庫消耗品、危険物倉庫内の試薬等及び研究室内の試薬等で開封されていないもの、研究用の液体窒素、暖房用灯油で決算時に１品目で３万円以上のものがたな卸有資産の対象となります。 | 毎年度末のたな卸に必要となる消耗品の在庫調査に際しては、高専を含む全学に調査表記入要領として、１品目３万円以上のもの（開封していないものに限る）を調査対象とするよう指示してきたところであるが、高専においては、本指示の周知が十分でなかった。今回の指摘を踏まえ、高専事務局に対し、消耗品の在庫調査の際に上記の取扱いについて注意指導を行い、平成27年度決算たな卸事務実施時に改めて、法人全体に周知徹底を図った。平成27年度決算では、高専における３万円以上の未開封薬品に係るたな卸資産はなく、適正な事務手続を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月13日から同月18日まで）